

## みどりの食料システム法に基づくEF Polymer株式会社の 基盤確立事業実施計画の認定について

農林水産省では、みどりの食料システム法（※）に基づき、申請された基盤確立事業実施計画の認定を行っています。今回、沖縄県内の事業者として初めて、EF Polymer株式会社の事業計画が認定されましたのでお知らせいたします。

（※）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

### 1. 基盤確立事業実施計画の認定

みどりの食料システム法では、環境負荷の低減に取り組む農林漁業者に役立つ技術の提供を行う機械・資材メーカーの事業計画（基盤確立事業実施計画）を国が認定し、認定を受けた事業者は設備投資の際に税制・金融上の支援措置を受けることができます。

今回、EF Polymer株式会社から申請のあった基盤確立事業実施計画について、要件を満たすものと認められることから、令和5年8月9日（水）付で農林水産大臣の認定が行われました。

今後、認定された事業計画に基づき、化学肥料の使用低減や環境負荷低減に資する資材の研究開発が図られることが期待されます。

### 2. 認定された基盤確立事業実施計画の概要

#### （1）認定事業者：EF Polymer株式会社

本社所在地：国頭郡恩納村谷茶1919-1 Innovation Square Incubator  
代表者：ナラヤン・ラル・ガルジャール

#### （2）事業実施計画の内容

かんきつ類や海藻類など農作物等残さを原料とし、土壤の保水力・保肥力を向上することで化学肥料の使用低減に貢献できる100%植物由来・生分解性を有する「超吸水性ポリマー」の研究開発

### 3. 参考

- ・みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定について  
(農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bio/230809.html>)

#### 〔お問合せ先〕

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課

担当者：上原、兼島

電話：098-866-1653（直通）